

宇佐市宿泊補助商品券配布事業実施要綱

令和2年8月7日
宇佐市告示第202号

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、市内への観光誘客促進を図るため、市内に所在する宿泊施設（以下「市内宿泊施設」という。）に宿泊する観光客等に対して、緊急支援的な措置として宇佐市宿泊補助商品券配布事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宇佐観光エール券（以下「エール券」という。） 前条の目的を達するため、この要綱の定めるところにより市から配布宿泊施設を通じて配布対象者に贈与される商品券をいう。
- (2) 配布宿泊施設 次条第2項の規定による市の承認を受けた、又は同条第3項の規定により同承認を受けたとみなされた市内宿泊施設をいう。
- (3) 配布対象者 第4条第1項に規定するエール券の配布対象者をいう。

(配布宿泊施設)

第3条 事業に参加しようとする市内宿泊施設は、宇佐市宿泊補助商品券配布事業参加申込書兼申込み要件に係る誓約書兼承諾書（様式第1号）により市に申込みをしなければならない。

2 市は、前項の申込みがあったときは、これを審査し、次に掲げる要件のすべてを満たすときは、これを承認し、宇佐市宿泊補助商品券配布事業参加承認書（様式第2号）により通知するものとする。

- (1) 旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を営む市内宿泊施設であること。
- (2) 国又は大分県が実施する観光需要喚起キャンペーンに参画する意思がある者であること。
- (3) 今後、市が実施する各種観光調査に協力できる者であること。
- (4) 法人にあっては本店又は支店、個人事業主にあってはその者の住所を市内に有する者であること。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) 施設代表者及びその法人の役員が、宇佐市暴力団排除条例（平成23年宇佐市条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、農泊に係る営業を営む者（以下「農泊事業者」という。）については、特定非営利活動法人安心院町グリーンツーリズム研究会（以下「研究会」

という。)が前項の承認を受けることにより、当該承認を受けたものとみなす。

4 配布宿泊施設は、市から配分されたエール券を配布対象者に配布するものとする。

5 配布宿泊施設は、エール券配布開始日からエール券の使用期限までにおいて、宿泊者等に対して事業の概要に関する周知及び説明に努めるものとする。

(エール券の配布対象者等)

第4条 エール券の配布対象者は、配布宿泊施設に宿泊代金を支払い宿泊した者とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 氏名及び現住所等を確認できない者。

(2) 宿泊料金が無料の者。

(3) 修学旅行で宿泊した者。

2 配布するエール券は、配布対象者1人につき2千円分とする。ただし、次に定める場合にはこの限りでない。

(1) 別の配布対象施設に宿泊した場合

(2) 当該宿泊の日と別の日に宿泊をする場合(連泊をする場合を除く。)

(エール券の配布方法等)

第5条 市は、配布宿泊施設における令和元年9月から同年12月までの宿泊実績数(修学旅行によるものを除く。)を基に、予算の範囲内で発行するエール券を配布宿泊施設に配分するものとする。この場合において、エール券の追加配分は行わないものとする。

2 配布宿泊施設は、市から配分されたエール券を配布対象者がチェックインする際に配布するものとする。

3 配布宿泊施設は、前項の規定によりエール券の配布を行うときは、配布対象者の氏名及び現住所等の確認を行い、宇佐エール券受取者一覧表(以下「受取者一覧表」という。)に記録するものとする。この場合において、配布対象者がこれを拒否したときは、当該配布対象者はエール券の配布を受けることを辞退したものとみなす。

(エール券の配布開始日)

第6条 配布宿泊施設がエール券の配布を開始する日は、市長が別に定める日とする。

(事業の完了及び報告等)

第7条 配布宿泊施設が市から配分されたエール券のすべてを配布したとき又はエール券の使用期限が終了したときをもって事業が完了したものとする。

2 前項の場合において、配布宿泊施設は、速やかに宇佐市宿泊補助商品券配布事業宇佐観光エール券配布に係る報告書(様式第3号)に受取者一覧表を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、エール券の残数があるときは、当該残数を市に返却しなければならない。

(エール券の使用店舗及び利用期限)

第8条 エール券が使用できる店舗は、宇佐商工会議所及び宇佐両院商工会が実施する「プレミアム商品券事業」の「宇佐んみせ応援プレミアム商品券」取扱い店舗(大型店を除

く。)であって、事業に賛同する店舗及び宇佐市観光協会とする。ただし、エール券は宿泊代金の支払いには使用できないものとする。

2 エール券の使用期限は令和3年1月31日までとする。

(エール券の配布等に関する周知等)

第9条 市は、事業の実施に当たり、配布宿泊施設、配布対象者及びエール券の配布等事業の概要に関する情報を発信し、観光客等への周知を行う。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、この要綱に違反又は偽りその他不正の手段により、エール券の配分を受けた又はエール券を配布した配布宿泊施設に対し、配分を受けた又は配布を行ったエール券の返還又は当該利用相当金額の支払いを求めることができるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 エール券の配布を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。